

No	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	項目名		
1	募集要項	8	Ⅲ	3	(1)	④	ア 出資割合	「PFI事業者に出資のうえ、最大の議決権を保有し」とありますが、出資割合の上限はありますでしょうか。	ありません。
2	募集要項	8	Ⅲ	3	(1)	④	イ 出資割合	「PFI事業者に出資のうえ、議決権を保有し」とありますが、出資割合の下限はありますでしょうか。	ありません。
3	募集要項	8	Ⅲ	3	(1)	④	ウ 協力企業	「PFI事業者の議決権を保有しないものの、PFI事業者から直接業務を受託又は請け負う企業」とありますが、代表企業もしくは構成企業から業務を受託又は請け負う場合には、応募者には当たらないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	募集要項	8	Ⅲ	3	(2)	①	カ 共通の要件	備品等の調達設置業務を行う者は、「①共通の要件」を満たせば9ページに記載のある「②個別の要件」を満たす必要はないという理解でよろしいでしょうか。	「備品等の調達設置業務を行う者」の意図を把握しかねておりますが、募集要項Ⅲ3.(1)②のとおり、応募者は、統括管理企業、設計企業、建設企業、工事監理企業、運営企業及び維持管理企業から構成される必要があることをご確認ください。
5	募集要項	9	Ⅲ	3	(2)	①	カ 共通の要件	「審査委員会の委員が属する企業又は当該企業と資本若しくは人事等において一定の関係のある者でないこと」とありますが、市の公益財団法人の参加申請は問題ないという理解でよろしいでしょうか。	「審査委員会の委員が属する企業又は当該企業と資本若しくは人事等において一定の関係のある者でないこと」という企業とは、会社法上の会社を意図しているため、「一定の関連のある者」には、市の公益財団法人は含まれません。
6	募集要項	10	Ⅲ	3	(2)	②	ウ 建設企業の資格要件	「延床面積 6,000㎡以上の屋内運動施設」とありますが、プールやテニスコート等の大型施設を有するスポーツジム等の施設も屋内運動施設に該当すると理解して宜しいでしょうか。	屋内施設として、延床面積が6,000㎡以上存する運動施設ならば、「延床面積 6,000㎡以上の屋内運動施設」に該当します。
7	募集要項	10	Ⅲ	3	(2)	②	オ 運営企業（参加資格）	「運動公園の運営業務を継続して1年以上受託した実績を有すること」とありますが、運営業務とは、維持管理業務は含まれず、スポーツ大会やスポーツ教室等の運営を行った実績という理解でよろしいでしょうか。	運営業務の具体は、要求水準書における運営業務を構成する業務を指します。従い、スポーツ大会やスポーツ教室の運営実績は、「運動公園の運営業務を継続して1年以上受託した実績を有すること」に該当しますが、該当する業務は、これに限られません。
8	募集要項	10	Ⅲ	3	(2)	②	オ 運営企業	提出締め切り日時点で富士市入札参加資格を申請中の場合にも審査登録者としてお認め頂けるという理解でよろしいでしょうか。	令和3年3月5日付実施方針において同様の規定を設けており、入札参加資格登録に際しての準備期間は十分確保している認識です。従い、参加表明時点で、審査登録者であることが原則と考えています。
9	募集要項	10	Ⅲ	3	(2)	②	オ 運営企業	富士市入札参加資格（物品の買い入れ等）とありますが、「等」は入札参加資格の項目の何が含まれ、何が含まれないのでしょうか。	「物品の買い入れ等」とは、「物品の製造、買入れ、修繕、売払い等又は役務の調達に係る競争入札に参加することができる資格等」をいいます。詳細は以下URLをご確認ください。 https://www.city.fuji.shizuoka.jp/sangyo/c0203/fmervo0000007z69-att/fmervo0000007z98.pdf

No	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答	
		頁	章	節	細節	項	目			
10	募集要項	10	Ⅲ	3	(2)	②	オ	運営企業	富士市入札参加資格の審査登録者は、共同企業体（JV）で応募する場合には構成する企業いずれか1者が有していればよいという理解でよろしいでしょうか。	いわゆる甲型JV（構成員が共同で業務を実施する企業体）の場合については、ご理解のとおりです。いわゆる乙型（構成員が分担して業務を実施する企業体）については、構成員それぞれが保有している必要があります。
11	募集要項	11	Ⅲ	3	(3)	①		応募に関する留意点	「応募者を変更せざるを得ないやむを得ない事情が生じた場合、市が変更を認めた場合はこの限りではない」とありますが、やむを得ない事情というのは具体的にどのような事例があるのかご教示頂けませんでしょうか。例えば構成企業が参加表明書の提出以降に参加資格要件を満たさなくなった場合、応募者の変更は認めていただけるという理解でよろしいでしょうか。	個別の事情に応じて判断するものであり、具体の想定はありません。
12	募集要項	11	Ⅲ	3	(3)	①		応募に関する留意点	「参加表明書の提出後、構成員の変更は原則として認めない。ただし、応募者を変更せざるを得ないやむを得ない事情が生じた場合、市が変更を認めた場合はこの限りではない。」とございますが、「やむを得ない事情」とは、具体的にどのような事情を想定されておりますでしょうか。	個別の事情に応じて判断するものであり、具体の想定はありません。なお、引用いただいた部分について、原文では、構成企業のみではなく、応募者を構成する企業全ての変更を原則認めていないこと、ご確認ください。
13	募集要項	11	Ⅲ	3	(3)	①		応募に関する留意点	「参加表明書の提出後、構成員の変更は原則として認めない。ただし、応募者を変更せざるを得ないやむを得ない事情が生じた場合、市が変更を認めた場合はこの限りではない。」とございますが、参加資格が確認された後に何らかの事情により入札を辞退せざるを得ない場合、貴市より何らかのペナルティを課されることはございますでしょうか。	基本協定締結までにおいては、ペナルティを課すことはありません。なお、引用いただいた部分について、原文では、構成企業のみではなく、応募者を構成する企業全ての変更を原則認めていないこと、ご確認ください。
14	募集要項	11	Ⅲ	3	(3)	①		応募に関する留意点	「参加表明書の提出後、構成員の変更は原則として認めない。ただし、応募者を変更せざるを得ないやむを得ない事情が生じた場合、市が変更を認めた場合はこの限りではない。」とございますが、参加表明書の提出後から入札までの間に構成員を増員もしくは減員させることは可能でしょうか。	原則として、増員、減員ともに認められません。
15	募集要項	11	Ⅲ	3	(3)	②		応募に関する留意点	「参加資格確認基準日の翌日から市による優先交渉権者の選定日までの間に応募者が参加資格を満たさなくなったと認められる場合には、市はその時点で当該応募者を審査の対象としない」とありますが、代表企業以外の構成企業および協力企業が参加資格を満たさなくなった場合において、残りの企業で参加条件を満たしており、業務の遂行が可能と貴市が判断できる場合には、審査の対象と認めていただけないでしょうか。	募集要項Ⅲ3.(3)①及び関連する質問回答をご確認ください。
16	募集要項	12	Ⅲ	4	(2)	③		提出及び連絡先	担当者の方のお名前が記載がありません。質問の送信確認等はどちら様にご連絡したらよろしいでしょうか。	富士市市民部スポーツ振興課宛でお願いします。
17	募集要項	12	Ⅲ	4	(2)	④		回答の公表	「市は質問及びその回答を令和3年5月10日までに公表する」とありますが、資格申請に関する質問については可能な限り早めに公表頂けないでしょうか。	ご指摘踏まえ公表しました。

No	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目		
18	募集要項	12	Ⅲ	4	(3)	①	受付期間	参加表明書提出後に構成企業又は協力企業が参加資格要件を満たさないと判断された場合、当該企業を除いた残りの企業にて参加申込とすることは可能でしょうか。	参加申込は、令和3年5月24日までであり、以降、申込を受け付ける想定はありません。
19	募集要項	13	Ⅲ	4	(4)	②	提出方法	「郵送（書留郵便に限る。）」とありますが、宅急便として送ることも認められますでしょうか。	認めます。
20	様式集及び提案記載要領	1	Ⅱ	2				「書類を正1部、副2部提出」とありますが、副は企業名の記載を行わないという意味ではなく、写しで良いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	様式集及び提案記載要領	1	Ⅱ	2				「書類を正1部、副2部提出」とありますが、提出ファイルはポケットタイプのファイルでも可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	様式集及び提案記載要領	1	Ⅱ	2				「印鑑証明書に記載の代表者名及び印鑑は、各様式の代表者名及び印鑑と一致していることを要する」とありますが、貴市に対して委任状を提出している場合は、委任されている代表者及び印鑑で良いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	様式集及び提案記載要領	1	Ⅱ	2			参加表明書及び参加資格審査書類	「以下の(1)、(2)に示す書類を正1部、副2部提出する事」とありますが、副は写しで構わないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	様式集及び提案記載要領	1	Ⅱ	2			参加表明書及び参加資格審査書類	「なお、本様式集の様式2-(2)-①参加資格要件確認申請書に添付する印鑑証明書に記載の代表者名及び印鑑は、各様式の代表者名及び印鑑と一致していることを要する」とありますが、富士市の入札参加資格審査申請書にて使用印鑑届を提出している印と異なるものになることは差し支えないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	様式集及び提案記載要領	1	Ⅱ	2	(1) (2)	③ ①	「委任状」及び「暴力団排除に係る誓約書」に押印する印鑑について	複数の業務を1社で担い、一般競争参加資格審査申請書に登録している使用印鑑が業務種別毎に異なる場合、どちらの印鑑にて押印をしたらよろしいでしょうか？（なお、片方の業務の参加資格審査申請書に登録している印鑑は印鑑証明書と一致していますが、もう片方の業務は代表者からの委任者印にて申請しています。）	印鑑証明書に記載の代表者名及び印鑑にて押印ください。
26	様式集及び提案記載要領	2	Ⅱ	2	(2)	①	ii 参加資格要件確認申請書	ii 商業登記簿謄本は全部事項証明書を提出するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	様式集及び提案記載要領	2	Ⅱ	2	(2)	①	ii iii 参加資格審査書類	（添付書類） ii 商業登記簿謄本・ iii 印鑑証明書は共に（提出日において発行日より3ヶ月以内のもの）とございますが、これらは原本の提出でしょうか、写しでも宜しいでしょうか。	正本については、原本を提出ください。副本については写しで支障ありません。
28	様式集及び提案記載要領	2	Ⅱ	2	(2)	①	iii 印鑑証明書	富士市競争入札参加者名簿に登録している支店長名で参加資格申請を行う場合、支店長名での印鑑証明書はございませんので、印鑑証明書は代表者印のもので宜しいでしょうか。（富士市競争入札参加者名簿への届け出時に代表者から支店長への委任状は貴市へ提出済みです）	ご理解のとおりです。

No	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目		
29	様式集及び提案記載要領	2	II	2	(2)	①	利益処分案	添付書類として、企業単体の利益処分案の提出とありますが、株主資本変動計算書に該当するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	様式集及び提案記載要領	2	II	2	(2)	①	貸借対照表、損益計算書	例えば、2社の会社合併があり、2021年4月1日に新会社となった場合、直近3年以内の決算書は、存続会社と消滅会社の決算が2つ存在します。本件で提出が必要な決算書は、存続会社の直近3年以内の決算書の提出でよろしいでしょうか。	存続会社、消滅会社双方の直近3年以内の決算書を提出ください。
31	様式集及び提案記載要領	2	II	2	(2)	①	貸借対照表、損益計算書	「直近3期分」とありますが、株主総会が6月開催予定のため、令和元年度分までの直近3期分でよろしいでしょうか。	支障ありません。
32	様式集及び提案記載要領	2	II	2	(2)	①	貸借対照表、損益計算書	貸借対照表、損益計算書及び利益処分案について、単独、連結いずれかしか作成していない場合は一方のみ提出でよろしいでしょうか。	単独企業としての貸借対照表等が作成されていないケースが想定できませんので、単独企業の貸借対照表等は提出ください。連結ベースの貸借対照表等については、連結決算実施企業のみ提出で支障ありません。
33	様式集及び提案記載要領	2	II	2	(2)	①	貸借対照表、損益計算書	貸借対照表、損益計算書及び利益処分案について、連続した赤字等、経営に不安が読み取れる場合は参加資格がないという判断になるという理解でよろしいでしょうか。	募集要項III.3.(2)①イのほか、募集要項等において示す要件を満たしている場合においては、「経営に不安が読み取れる」等の理由により、参加資格がないと判断されることはありません。
34	様式集及び提案記載要領	2	II	2	(2)	①	iv 企業単体の貸借対照表、損益計算書及び利益処分案(直近3期分)	2021年3月期の決算書の提出が間に合わない場合は、2018年3月期、2019年3月期、2020年3月期の3期分で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	様式集及び提案記載要領	2	II	2	(2)	⑤	添付書類	監理技術者と建設企業との雇用関係を証する書類とは、健康保険被保険者証のコピーと云う理解でよろしいでしょうか。	例えば従事証明書などが考えられますが、これに限りません。なお、健康保険組合が、貴社以外を加入事業者として含む場合、雇用関係を証することにはならない可能性があること、ご確認ください。
36	様式集及び提案記載要領	2	II	2	(3)		参加表明書及び参加資格審査書類の電子データ	DVDで提出するデータは、テキストや画像のコピーが有効な設定としますが、<添付書類>はテキストコピー等できない状態のものをお認めいただけないでしょうか。また、データはカラーである必要がありますでしょうか。	添付書類に限り、テキストコピー等できない状態のものを認めます。また、参加表明書及び参加資格審査書類については、カラーでなくとも支障ありません。
37	様式集及び提案記載要領	2	II	2	(3)			「すべての書類を1つのPDFファイルに統合」とありますが、企業ごとに統合するという理解でよろしいでしょうか。	企業ごとではなく、提出する書類一切を1つのPDFとして統合してください。
38	様式集及び提案記載要領	9	III	3			書式等	それぞれ書類全体を通した頁番号を頁下中央に付すこととありますが、参加資格審査書類（様式2）では<添付書類><付属様式>を除いた頁数でよろしいでしょうか。パンフレット等、頁番号を記載しづらいものもごさいますので免除いただけないでしょうか。	<添付書類><付属様式>を除いた頁数で支障ありません。

No	資料名	該当箇所						質問・意見	公表用回答
		頁	章	節	細節	項	目		
39	様式集及び提案記載要領	9	Ⅲ	3			書式等	各様式が複数にわたる場合は、右肩に指定された箇所に記載するとありますが、例えば、様式2の場合は、それぞれの様式の左上のタイトルを削除し、右肩に記載をすればよろしいでしょうか。	各様式が複数にわたる場合は、様式ごとに指定された箇所に通し番号を記載してください。指定がない場合、【様式4-(3)-①】等を参考に、様式の左上のタイトルは削除せず、頁右上に通し番号を記載してください。
40	様式集及び提案記載要領	9	Ⅲ	3			書式等	添付書類も全て1冊のファイルにする必要がありますでしょうか。物理的に難しい場合、添付だけのファイルを数冊用意しても良いでしょうか。	可能な限り1つのファイルに収納いただきたいですが、物理的に難しい場合は、添付のみのファイルを用意しても支障ありません。
41	様式集及び提案記載要領	9	Ⅲ	3			書式等	各様式が複数にわたる場合は、袋とじせずに提出させていただいてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	様式集及び提案記載要領	15		2	(1)	①	様式集参加表明書	各様式に記載する商号又は名称は、支店名の記載は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	様式集及び提案記載要領	16		2	(1)	②	様式集応募者の構成及び役割分担表	「本事業における役割」について、参加表明書の提出以降、優先交渉権者決定日までの間に対象業務の追加があった場合は認めていただけるという理解でよろしいでしょうか。	認められません。
44	様式集及び提案記載要領	26		2	(2)	⑦	様式集維持管理企業の参加資格要件に関する書類注1次の書類を添付してください。 ・上記実績を証する書類(契約書及び仕様書の写し)	実績を証する書類として契約書及び仕様書の写しと記載がありますが、機密情報の観点から他発注者の契約書を開示することができません。そのため、他発注者公式HPの指定管理者委託業者一覧等を実績を証する書類として、提出する形で宜しいでしょうか。	「機密情報」とお考えの事項を黒塗り等で伏したうえで、契約書及び仕様書写しを提出することを認めます。ただし、黒塗り等により、実績を証する内容まで伏されることがないよう、留意ください。
45	基本協定書(案)	4	第5条	3項	三		事業契約の締結	本事業外における独占禁止法違反に起因する事項も対象となっており、本事業外におけるリスクを負担することはリスクが過大であると考えますので、本事業に限定した独占禁止法違反のみを対象として頂けないでしょうか。また、当該取引分野を具体的にお示し頂けますでしょうか。	原文のとおりとします。取引分野については、納付命令・排除措置命令の内容次第であり、基本協定に具体的な範囲等を示すことは想定していません。
46	基本協定書(案)	7	第11条				談合等不正があった場合の措置	違約金の支払い義務は「グループ構成企業は連帯して～」と記載がございますが、コンソーシアムとして大変重い規定であるため、「帰責企業」が負担する建付として頂けませんでしょうか。	原文のとおりとします。
47	基本協定書(案)	7	第12条				反社会的行為があった場合の措置	違約金の支払い義務は「グループ構成企業は連帯して～」と記載がございますが、コンソーシアムとして大変重い規定であるため、「帰責企業」が負担する建付として頂けませんでしょうか。	原文のとおりとします。
48	基本協定書(案)	8	第15条				協定の有効期間	事業契約にも基本協定と同等の内容があることから、本協定の有効期間を事業契約の締結日までとして頂けませんでしょうか。	原文のとおりとします。